

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長 (地方税 20)(固定資産税:外)
2	要望の内容	<p>公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置(固定資産税の課税標準を1/3に軽減)について、対象設備を下記の内容に見直した上で、その適用期限を2年延長する。</p> <p>[対象設備]</p> <p>(1) テトラクロロエチレン溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機</p> <p>(2) フッ素溶剤(※)に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機</p> <p>※ 1, 1, 1, 3, 3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤</p>
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 9 年度 創設</p> <p>平成 10, 12, 14 年度 延長</p> <p>平成 16 年度 延長(活性炭吸着式処理装置の特例措置が「6分の1に減額」から「3分の1に減額」に変更)</p> <p>平成 18 年度 延長(地下水浄化施設の特例措置が「3分の1に減額」から「2分の1に減額」に変更)</p> <p>平成 20 年度 延長</p> <p>平成 22 年度 延長(地下水浄化施設の特例措置は廃止)</p>
6	適用又は延長期間	平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで (平成 24 年度~平成 25 年度)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 クリーニング業について、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入(買替えを含む)促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。クリーニング業においてはドライクリーニング溶剤としてテトラクロロエチレン溶剤やフッ素系溶剤が使用されているが、これら溶剤は健康被害や環境汚染など外部不経済を引き起こすため、本政策税制により、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 大気汚染防止法附則第 9 条、大気汚染防止法施行令附則第 3 項、水質汚濁防止法施行令第 2 条、化学物質の審査及び製造等の規制に</p>

		関する法律施行令第1条の2																								
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する</p> <p>施策大目標4 衛生的で安心・快適な生活環境を確保する</p> <p>施策中目標5 生活衛生の向上・推進を図る</p>																								
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>健康被害及び環境保全の防止のため、全てのクリーニング業者に指定物質等回収設備を含むドライクリーニング機が導入されるよう支援する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>活性炭吸着回収装置備を含むドライクリーニング機導入台数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>クリーニング業はテトラクロロエチレン排出量の大部分を占めており、排出抑制基準を超過する濃度が依然として測定されている（厚生労働省調査＝「ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査」による）。</p> <p>健康被害及び環境保全の防止の観点から、活性炭吸着回収装置備を含むドライクリーニング機の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資（活性炭吸着回収装置備を含むドライクリーニング機の取得）については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となる。</p>																								
8 有効性等	① 適用数等	<p>【適用見込み】</p> <p>○テトラクロロエチレン溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(課税対象設置台数)</th> <th>(課税対象額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>429</td> <td>1,939百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>376</td> <td>1,693百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○フッソ系溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(課税対象設置台数)</th> <th>(課税対象額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>27</td> <td>459百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>54</td> <td>789百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○合計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(課税対象設置台数)</th> <th>(課税対象額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(課税対象設置台数)	(課税対象額)	平成23年度	429	1,939百万円	平成24年度	376	1,693百万円		(課税対象設置台数)	(課税対象額)	平成23年度	27	459百万円	平成24年度	54	789百万円		(課税対象設置台数)	(課税対象額)			
	(課税対象設置台数)	(課税対象額)																								
平成23年度	429	1,939百万円																								
平成24年度	376	1,693百万円																								
	(課税対象設置台数)	(課税対象額)																								
平成23年度	27	459百万円																								
平成24年度	54	789百万円																								
	(課税対象設置台数)	(課税対象額)																								

		<p>平成 23 年度                    4 5 6                    2, 3 9 8 百万円</p> <p>平成 24 年度                    4 3 0                    2, 4 8 2 百万円</p> <p>※課税対象設置台数、課税対象額については全国クリーニング生活衛生同業組合連合会調べ</p> <p>※課税対象額については、耐用年数 7 年、減価償却率 0.28 として算出</p>
	② 減収額	<p>(減収額)</p> <p>2 4 年度(推計)      23.2 百万円</p> <p>※全国クリーニング生活衛生同業組合連合会調べ</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成 26 年 3 月)</p> <p>原材料価格の高騰、コインランドリーの普及等によるクリーニング支出の減少、円高による国内民需の減速、新素材の開発・普及等、衣類の多様化に伴うクリーニング事故に対する苦情の増加、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業の参入等による過当競争の激化などにより中小零細のクリーニング業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資の促進により、環境基準を満たす施設数の増加に寄与している。今後も引き続き環境対策に取り組むクリーニング業者に本措置を適用することで、環境面から望ましいドライクリーニング機導入の後押しをする。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成 26 年 3 月)</p> <p>中小零細のクリーニング業者にとって依然として厳しい経営環境が続き、先行きの不透明感から必要最低限の設備更新・改修しか行わない状況に陥りやすい中、本税制措置により設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行われている。今後も引き続き環境対策に取り組むクリーニング業者に本措置を適用することで、環境面から望ましいドライクリーニング機導入の後押しをする。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成 26 年 3 月)</p> <p>テトラクロロエチレンの排出量の大半を占めるクリーニング業の設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行えなかった場合、健康被害及び環境汚染を見過ごすこととなり、国民の健康保護及び生活環境の保全に重大な被害を招くおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成 26 年 3 月)</p> <p>テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別</p>

			措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性（健康被害・環境汚染）の解消に寄与。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その営業の大半の経営基盤が脆弱であり、健康被害や環境汚染といった外部不経済への対策など、直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)に関する資金的余力がない状況にある。</p> <p>したがって、引き続き本政策税制により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することは妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第3次報告書(平成23年7月28日とりまとめ公表)』において、「公害防止用設備の特例措置については、平成23年度税制改正において制度の見直しが行われ、対象設備をテトラクロロエチレン溶剤又はフッ素系溶剤を用いるドライ機とされた経緯があり、対象設備の取得を促すとともに、公害防止の政策効果を実効的に及ぼすため、取得段階(国税)と整合的な軽減措置としていく必要があり、所要の措置を講ずることが望まれる」と指摘されている。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月